
川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等 (令和7年度施行分) の改正の考え方

令和6年2月
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

1	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方	3
2	条例（令和5年3月改正）について	4
3	【制度2】特定建築事業者太陽光発電設備導入制度について . . .	5
4	【制度2】規則等に規定する内容について	6

1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方

- 本市では、**2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進**しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、**建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段**となります。
- また、これから建てられる建築物は、その多くが**2050年まで残る**ものであるため、**新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し、**取り組んでまいります。
- 制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象事業者への負担などを考慮してまいります。
- **太陽光発電設備の設置を一層促進**するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行ってまいります。

2 条例（令和5年3月改正）について

建築物太陽光発電設備等総合促進事業の内訳（制度1・2のみ）

制度1

○特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

制度2

○特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を年間一定量以上建築・供給する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

スケジュール

	項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
制度1	特定建築物太陽光発電設備等導入制度	「1月」重要施策の考え方に素案提示	条例改正 詳細検討・準備	案公表 パブコメ等 要綱等整備 規則等改正	準備・周知等 ★ 制度施行
制度2	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度			準備・周知等	★ 制度施行

制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度【条例第26条】（概要）

● 制度の内容

- **特定建築事業者**※に対し、太陽光発電設備の設置を義務付ける。

※中小規模特定建築物（床面積の合計2,000㎡未満）を市内に年間一定量以上新築する大手ハウスメーカー等

- 特定建築事業者は**規則に定めた容量（設置基準量）以上の設備を設置しなければならない。**
- 太陽光発電設備を設置できない場合は、**代替措置を講じることができる。**
- 規則に定めた建築物は**制度対象外**とする。
- 特定建築事業者は設置報告書を作成・提出する。
- 対象以外の建築事業者は、任意で報告書を作成・提出することができる。
- 市は建築事業者名その他規則に定めた事項をインターネットにより公表する。

4 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

制度2 規則等に規定する主な内容

対象事業者	<ul style="list-style-type: none">■ 中小規模特定建築物を1年間に市内において床面積の合計で5,000㎡以上を新築する特定建築事業者(特定建築事業者は施工者とし法人単位とする)	P7
対象建築物 (除外規定)	<ul style="list-style-type: none">■ 床面積の合計が10㎡以下の建築物、居室を有しない等の建築物、文化財等の原形を再現する建築物、仮設建築物などを対象建築物から除外する	P7
設置基準量	<ul style="list-style-type: none">■ 設置基準量 = 設置可能棟数 × 算定基準率70% × 棟当たり基準量 2 kW/棟■ 設置可能棟数は、建築面積が20㎡未満、北面屋根を除いた屋根の水平投影面積が20㎡未満の建築物等を年間供給棟数から除外して算定	P8~10
代替措置	<ul style="list-style-type: none">■ 太陽熱・地中熱利用設備の設置のほか、既存建築物への太陽光発電設備の新設など■ 代替措置は設置した設備のエネルギー利用量と同程度の太陽光発電設備を設置したとみなす	P11~13
報告	<ul style="list-style-type: none">■ 特定建築事業者(施工者)は、各年度内に確認済証が交付された対象建築物について翌年度9月末日までに報告する■ 報告書には、特定建築事業者の氏名、名称、床面積の合計、出力の量の状況等に加え、設置基準量、適合状況などを記載する■ 特定建築事業者以外の建築事業者でも報告書を提出することができる	P14~17
公表	<ul style="list-style-type: none">■ 公表内容は建築事業者の氏名、名称に加え、適合状況、達成率など■ 制度開始当初は試行実施とする	P18

4 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

1 制度の対象となる事業者等 【条例第26条第1項】

対象事業者・対象建築物

条例 要旨

- **対象となるのは中小規模特定建築物を一定量以上新築する建築事業者（特定建築事業者）**
 - 中小規模特定建築物とは自ら工事を行う床面積の合計2,000㎡未満の建築物
 - 1年間に市内に新築する中小規模特定建築物の床面積の合計が**規則で定める値**^①以上の特定建築事業者が対象

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める値（制度対象者となる年間供給量（㎡））

- ▶ 1年間に中小規模特定建築物を市内に床面積の合計で**5,000㎡**以上新築する事業者を対象
- ▶ 1年間に市内に新築する中小規模特定建築物とは、各年度に確認済証が交付された建築物
- ▶ 次の建築物は中小規模特定建築物から除く（除外規定）
 - i. 床面積の合計が10㎡以下の建築物
 - ii. 居室なし又は高い開放性を有する建築物（自動車車庫等） ※建築物省工ネ法第18条1号
 - iii. 文化財等の原形を再現する建築物 ※建築物省工ネ法第18条2号
 - iv. 仮設建築物（材料置き場等） ※建築物省工ネ法第18条3号 など

4 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

2 設置基準量 【条例第26条第1項】

設置基準量（設置基準量）

条例
要旨

- 特定建築事業者は当該中小規模特定建築物又はその敷地に太陽発電設備を設置する
 - ・ **規則で定める量（設置基準量）**①以上の太陽光発電設備を設置しなければならない

規則等
改正の
考え方

①-1 規則等で定める量（太陽光発電設備の設置基準量）

<設置基準量の算定式>

$$\text{設置基準量 (kW)} = \text{設置可能棟数 (棟)} \times \text{算定基準率 (\%)} \times \text{棟当たり基準量 (kW/棟)}$$

- ▶ 算定基準率は**70%**、棟当たり基準量は**2kW/棟**とする
- ▶ 建築物**1棟ごと**ではなく、**建築事業者単位**で、各年度における設置基準量を設定する

設置基準量（設置可能棟数）

規則等
改正の
考え方

①-2 規則等で定める量（設置可能棟数）

▶ 建築面積が20㎡未満、南面等屋根の水平投影面積が20㎡未満の建築物等は、年間供給棟数から除外することができる 年間供給棟数：施工者として1年間に市内に新築する中小規模特定建築物の棟数

< 設置可能棟数の算定式 >

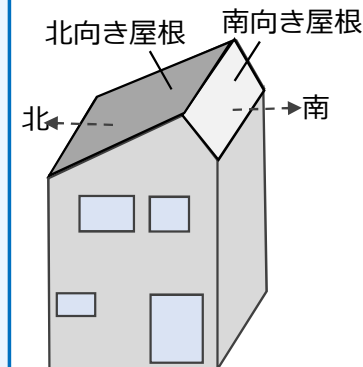
設置可能棟数 = 年間供給棟数 - 算定から除外する建築物

算定から除外することができる建築物

- ・ 建築面積が20㎡未満の建築物
- ・ 南面等屋根の水平投影面積の合計が20㎡未満の建築物等

※南面等屋根：水平屋根又は南を含む東から西までに面する屋根をいう。
 ※南面等屋根の水平投影面積20㎡未満により棟数除外する場合は根拠図面を提出する

<南面等屋根の例>



この場合、南面等屋根面積は南向き屋根部分の水平投影面積

4 【制度2】 規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

設置基準量に対する設置容量と適合状況（例）

市内における当該年度の供給棟数が50棟（床面積の合計5,100㎡）うち除外棟数10棟である事業者を想定します。

- 年間供給棟数 50棟（床面積の合計5,100㎡） ⇒ 特定建築事業者に該当
- 設置可能棟数 40棟（年間供給棟数より除外棟数10棟を除いた棟数）

設置基準量

$$= \frac{\text{設置可能棟数}}{40\text{棟}} \times 70\% \times 2\text{kW/棟} = 56\text{kW}$$

実際に
設置した容量

<例>

6 kWを 4棟に設置 ⇒ 24kW
4 kWを 5棟に設置 ⇒ 20kW
2 kWを 6棟に設置 ⇒ 12kW

合計15棟
合計56kW

※他の25棟は設置なし

適合状況

実際に設置した容量が56kWとすると、
設置基準量である56kW以上のため**基準適合**

4 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

3 代替措置【条例第26条第2項】

代替措置（太陽光発電設備以外）

条例 要旨

- 太陽光発電設備の設置に代わる脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置
 - **規則で定める措置^①**を講じることができる
 - **規則で定める出力の量^②**の太陽光発電設備を設置したものとみなす

規則等 改正の 考え方

①-1、②-1 規則等で定める代替措置（太陽光発電設備以外）・出力の量

太陽光発電設備の代替措置となる設備の種類	履行概要
太陽熱を利用する設備	• 設備の設置場所は当該中小規模特定建築物又はその敷地内
地中熱を利用する設備	• 熱量換算による導入
その他脱炭素工ネ利用設備	• 個別に太陽光発電相当量を算出

- ▶ 太陽熱、地中熱利用は**1棟あたり太陽光発電設備2kWを設置したものとみなす**
- ▶ 2kW以上の熱利用量があると認められる場合は、**当該熱利用量に相当する太陽光発電設備を設置したものとみなす**ことができる

※太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。

4 【制度2】 規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

熱利用設備の熱量（エネルギー）換算方法

- ▶ 太陽光発電設備による年間発電量（建築設備設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修より）
太陽光発電設備 1 kWあたり 約1,000kWh/年の発電量
- ▶ **熱エネルギーの単位（MJ）に変換** $1,000\text{kWh}/\text{年} = \underline{3,600\text{MJ}/\text{年}}$ 【1 kWh = 3.6MJ】

規則等
改正の
考え方

熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算方法

熱利用量3,600MJ/年を太陽光発電設備 1 kW相当とする

計算例（太陽熱利用設備の場合）

住宅用の太陽熱利用設備を設置する場合を想定します。

【一般社団法人ソーラーシステム振興協会HP】
太陽熱利用システム導入効果の目安

太陽熱システムの種類	大きさ例	太陽熱利用量※
ソーラーシステム	6㎡ (300L)	9,399MJ/年

※太陽熱利用量は、実際に設置する設備により異なるため、根拠資料等を提出する。

設置量

熱利用量から太陽光発電設備相当量への換算 $9,399\text{MJ}/\text{年} \div 3,600\text{MJ}/\text{年} \div 2.6$
太陽光発電設備2.6kWを設置したものとみなす

代替措置（当該中小規模特定建築物以外）

規則等
改正の
考え方

①-2、②-2 規則等で定める代替措置（当該中小規模特定建築物以外）・出力の量

- ▶ 当該中小規模特定建築物以外の建築物に太陽光発電設備等を設置することができる
- この場合の設置量は、当該中小規模特定建築物に設置した場合と同等とみなす

履行方法	代替措置の概要		
	設置場所	電力・熱を利用する施設	備考
(1)既存建築物への新設	既存建築物又はその敷地 (市内に限る)	・当該既存建築物又はその敷地	当該年度に設備を新設する場合に限る
(2)条例第19条第1項に規定する開発事業の場合、区域内への設置	特定開発事業に係る建築物又はその区域 (市内に限る)	・当該特定開発事業に係る建築物又はその区域 (当該特定建築物又はその敷地を含む)	
(3)その他	市長が認めるもの		

※(1)(2)の設置者は、特定建築事業者のほか、第三者も対象とする

4 報告 【条例第26条第4項】

報告書（提出方法等）

条例
要旨

- 特定建築事業者は中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（以下、報告書という。）を提出する
 - **規則で定める**^①ところにより報告書を作成し、市長に提出する

規則等
改正の
考え方

① 規則等で定める報告書の提出方法等

項目	提出方法等										
添付図書	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定建築事業者（施工者）は、報告書提出書に次の図書を添付する <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図書</th> <th>記載概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（報告書）</td> <td>特定建築事業者の名称等、床面積の合計、設置基準量に対する出力の量の状況（達成率）、代替措置に関する事項など</td> </tr> <tr> <td>② （仮称）中小規模取組評価書</td> <td>設置基準量の算定根拠、適合状況など</td> </tr> <tr> <td>③ 図面等</td> <td>例）南面等屋根面積の根拠図面（棟数除外する場合）</td> </tr> <tr> <td>④ その他市長が必要と認める書類</td> <td>例）代替措置に関する書類など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※報告書提出書の様式は規則等に定める。①②は市が作成した様式又は同等の内容が記載された任意の様式とする。</p>	添付図書	記載概要等	① 中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（報告書）	特定建築事業者の名称等、床面積の合計、設置基準量に対する出力の量の状況（達成率）、代替措置に関する事項など	② （仮称）中小規模取組評価書	設置基準量の算定根拠、適合状況など	③ 図面等	例）南面等屋根面積の根拠図面（棟数除外する場合）	④ その他市長が必要と認める書類	例）代替措置に関する書類など
添付図書	記載概要等										
① 中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書（報告書）	特定建築事業者の名称等、床面積の合計、設置基準量に対する出力の量の状況（達成率）、代替措置に関する事項など										
② （仮称）中小規模取組評価書	設置基準量の算定根拠、適合状況など										
③ 図面等	例）南面等屋根面積の根拠図面（棟数除外する場合）										
④ その他市長が必要と認める書類	例）代替措置に関する書類など										
提出時期	● 各年度内に確認済証が交付された対象建築物は、翌年度9月末日までに報告する										
図書の保管	● 特定建築事業者は一定期間、報告書を保管する										

報告書（記載事項）

条例 要旨

■ 報告書には次の事項を記載する

- i. 特定建築事業者の氏名（名称）、住所（所在地）、法人の場合は代表者の氏名
- ii. 市内において新たに新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計
- iii. 設置基準量に対する中小規模特定建築物に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況（達成率）
- iv. 代替措置を講じる場合は、当該措置に関し規則で定める事項^②
- v. そのほか規則で定める事項^③

規則等 改正の 考え方

②③ 規則等で定める報告書の記載事項

▶ ②代替措置に関する記載事項

- 設備等の種類及び出力の量、当該中小規模特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）等に設置する場合はその建築物の名称、所在地など

▶ ③そのほか報告書（又はその添付図書）に記載する事項

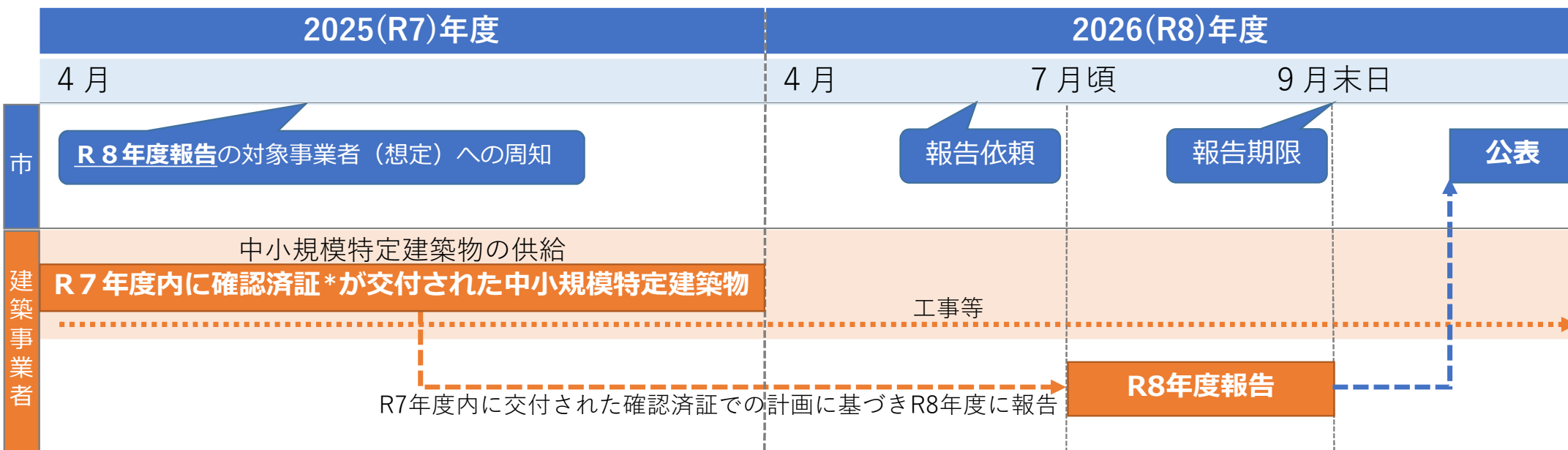
- 市内において新たに新築しようとした中小規模特定建築物の棟数の合計、適合状況、設置基準量及びその算定根拠、設置可能棟数の根拠など

4 【制度2】 規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

報告時期（制度開始当初の例）

- 市から報告依頼を毎年4～7月頃に行い、特定建築事業者は9月末までに報告。



* 施行日（令和7年4月1日）より前に建築確認申請又は計画通知が行われた建築物は対象外

4 【制度2】規則等に規定する内容について

中小規模建築物への制度

5 任意報告【条例第26条第5項】

任意報告

条例 要旨

- 特定建築事業者以外の建築事業者でも報告書を提出することができる
 - ・ **規則に定めるところ**^①により、報告書を提出することができる。

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める任意報告

- ▶ 特定建築事業者同様、各年度内に確認済証が交付された建築物について、所定の様式により、**翌年度9月末日までに報告**を行うことができる
- ▶ 報告内容は特定建築事業者と同様とする

<特定建築事業者と任意報告者の扱い>

	報告書提出者	基準(義務)適合の必要性	適合状況の公表
特定建築事業者	特定建築事業者 (年間供給5,000㎡以上)	必要	公表
建築事業者 (任意報告者)	特定建築事業者以外の希望する建築事業者 (年間供給5,000㎡未満)	必要としない	公表 (基準適合は必要としないが、 適合状況も含め公表)

6 公表 【条例第26条第7項】

公表事項

条例 要旨

- 報告書が提出されたときは、市はインターネット等により速やかに次の事項を公表する
 - ・ 特定建築事業者の氏名又は名称その他の**規則で定める事項**^①を公表する

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める公表事項

- ▶ 報告書を提出した建築事業者の氏名又は名称のほか、次の事項を公表する
 - i. 建築事業者の主たる事業所の所在地、法人の代表者の氏名
 - ii. 設置基準量に対する、設置した太陽光発電設備等の出力の量^{*}の状況（達成率）
 - iii. 適合状況等
- ▶ 制度開始当初は試行実施とする（令和7年度分の公表事項はiのみとするなど）

※代替措置を講じた場合の出力の量を含む。